

農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年6月29日（金）14時00分から
2. 開催場所 北川村役場2階 会議室
3. 出席委員 10名
 - 1番 井津信廣（会長）
 - 2番 池田鈔平
 - 3番 園田圭子
 - 5番 阿部米一郎
 - 6番 山本喜三
 - 7番 濱渦豊一（職務代理）
 - 8番 浜渦恵
 - 9番 大井庸信
 - 12番 濱渦末広（農地利用最適化推進委員）
 - 13番 柿原昇（農地利用最適化推進委員）
4. 欠席委員 4番 山嶋丈・ 10番 林田慎一郎 ・ 11番 上村尚幸
5. 事務局 島田丈寛（記）
6. 議事録署名人 2番 池田鈔平 ・ 3番 園田圭子
7. 次第
 - 第1 開会
 - 第2 議事録署名人の選出
 - 第3 議事
 - 1 農地法第3条に関する件について
 - 2 農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について
 - 3 農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について
 - 第4 その他
 - 1 次回開催日について

」、地目は全て「 」、面積「 」、目的「 」、期間「 」、「新規」となっております。

続いて2件目です。貸付人氏名「 」、借受人氏名「公益財団法人 高知県農業公社 理事長 西岡 幸生」、土地の所在「 」、地目「 」、面積「 m²」、目的「 」、期間「 」、「 ）」となっております。

3件目です。貸付人氏名「北川村 村長 上村 誠」、借受人氏名「公益財団法人 高知県農業公社 理事長 西岡 幸生」、土地の所在「北川村 宗ノ上 字 磯ノ鼻 61・70-1・78-1・79・83-2・84-1、字 中村 114・116-1・119-1、字 仙力 385-1、字 批把ノ木 403-1、字 大影 419-1・421-1」、地目「田・畑・畑・田・畑・田・田・田・畑・畑・畑・畑」、面積「210 m²・185 m²・76 m²・331 m²・353 m²・415 m²・384 m²・1,377 m²・15 m²・263 m²・263 m²・96 m²・51 m² 13筆 小計4,019 m²」、目的「基盤整備」、期間「30年間」の「新規」となっております。

この3件については、久江ノ上地区・宗ノ上地区で実施を予定している農地中間管理機構関連事業による基盤整備事業実施のための権利設定です。現地は、久江ノ上を上村委員、宗ノ上を瀧渦末広委員に確認をお願いしました。位置図、地籍図、現地写真を添付していますのでご確認ください。

会 長 1件目から3件目の申請について質疑等あれば。

【全員 なし】

事務局 それでは、4件目の申請を説明します。貸付人氏名「 」、借受人氏名「 」、土地の所在「 」、地目「 」、面積「 m²」、栽培作物「 」、期間「 」、「 ）」となっております。

続いて5件目です。貸付人氏名「 」、借受人氏名「 」、土地の所在「 」、地目「 」、面積「 m²」、栽培作物「 」、期間「 」、「新規」となっております。位置図、地籍図、現地写真を添付していますのでご確認ください。

会 長 質疑等あれば。

会 長 4件目・5件目については法人が借りるという事で良いか。

事務局 法人が借ります。現在、北川村において貸借をしておる法人は、「 」、「 ）」の2社あります。

なお、法人における貸借条件は、一個人農家の条件とは異なり、「役員又は重要な使用人の1人以上が農業若しくは農業に関連する事業に常時従事すること」、「農地を適正に使用していない場合には貸借の解除する事の場合」、「地域の農業者との適切な役割分担のもと継続的かつ安定的に農業経営を

行う」という3つの条件が付されます。条件については問題ないものと判断されます。

会 長
山本委員
事務局

他に質疑等あれば。

果樹に栽培にとしては、契約期間が3年は短いように思う。

貸付人は当初、貸借では無く、売却の意向がありましたが、法人が農地の所有権移転を受ける為の要件は厳しく、当該法人は所有権を持つことができません。法人の関係者が新規就農者として北川村で農業を始めたこともあり、将来的には新規就農者への売却を視野に入れて貸借期間を3年と短くしております。貸付人・借受人双方とも了承いただいています。

会 長

他に質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」採決をとります。申請が5件あがってきておりますが、適当と認め答申することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長

それでは、適当と認めます。続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」説明します。申請は5件あります。全ての申請が、北川村が基盤整備事業を進めるにあたり必要な一時保有のための「売買」となっておりますので、譲受人は全て「北川村 村長 上村 誠」です。したがって、譲受人及び目的は省略させていただきます。

1 件目です。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」、土地の所在「XXXXXXXXXX」、地目「XXXX」、面積「XXXXm²」となっております。

2 件目です。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」、土地の所在「XXXXXXXXXX」、地目「XXXX」、面積「XXXXm²」となっております。

3 件目です。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」、土地の所在「XXXXXXXXXX」、地目「XXXX」、面積「XXXX」となっております。

4 件目です。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」土地の所在「XXXXXXXXXX」、地目「XXXX」、面積「XXXX」となっております。

宗ノ上は濱渦末広委員、二タ又は林田委員に現地確認をお願いしました。それぞれの議案の位置図、地籍図、現地写真を添付しておりますのでご確認ください。

さい。

会 長 質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」採決を取ります。申請が5件あがってきておりますが、適当と認め答申することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長 それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」は適当と認め、答申します。議案については以上となります。

会 長 その他事項について、事務局より。

事務局 北川村農業委員会での視察研修を8月上旬に行きたいと思います。視察先の候補については、次回の7月に案を示させていただきます。

また、北川村温泉が6月26日にオープンしました。レストランの営業は少し遅れて7月11日からとなっております。村内回覧をお渡ししますので、ご覧ください。事務局からのその他事項については以上です。

会 長 他にみなさん何かあれば。

【全員 なし】

会 長 次回は7月23日の週に開催します。以上で6月の定例総会を終了します。お疲れ様でした。

平成30年6月29日

議事録署名人

議事録署名人